# 令和５年度 東京都自立支援協議会「交流会」の参加報告について

都内自治体の自立支援協議会関係者を対象とした交流会が実施され、本区からは、本会委員２名、定例部会員１名、事務局２名が参加した。以下、交流会について報告する。

## 1　交流会の概要

| | |
| --- | --- |
| タイトル | 当事者の参画による地域移行・地域生活支援への取り組みの意義 |
| 日時 | 令和５年８月 28 日（月）13:00～16:30 |
| 会場 | 東京都社会福祉保健医療研修センター |
| 参加者数 | 89 名（14 区、14 市）　※当日配付された名簿一覧から抽出 |
| ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑ | **⑴話題提起**<br>・八王子市障害者地域自立支援協議会の当事者参画について<br>・杉並区地域自立支援協議会　～当事者の意見を大切に～<br>**⑵グループ討議**<br>・当事者が参画する意義や当事者に対する合理的配慮などで学んだこと<br>・これから地域移行・地域生活支援を進める上でヒントとなるようなこと |

## 2　話題提起の概要

### （１）八王子市

**①説明者**

八王子市福祉部障害者福祉課長、八王子市障害者地域自立支援協議会会長

**②自立支援協議会の特徴**

・当事者主体の運営で、全体会（本会）の委員構成は、26 名中 10 名が障がい当事者である（設置要綱で６種の障がいに関する委員を明示している）。
・知的障がい者の隣にサポーターを配置したり、事前打合せやテキストを事前配付したりしている。また、会議当日は、委員全員でサポートする雰囲気ができている。

**③当事者参画が常態化している理由**

・当事者団体の歴史と活動が盛んで、福祉事業の運営も行っている団体がある。
・福祉事業者と障害者団体が共に運営している「障害者団体連絡協議会」を、約 37 年前から設立している。

**④当事者参画の際の課題**

・当事者委員や部会員などを担える人材が固定化している。
・人事異動の際、合理的配慮事項などが引き継がれない点がある（委員間でも同様）。
・事務局に専任対応できる人材が、官民ともにいない。

**（２）杉並区**

**①説明者**

杉並区基幹相談支援係長（基幹相談支援センター）、A 型作業所職員（協議会委員）、社会福祉法人職員（協議会委員）

**②自立支援協議会の特徴**

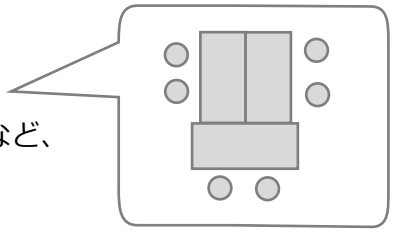

・座席配置がグループ形式（５～６人一組）である。
・高次脳機能障がいのある委員へ言語聴覚士を派遣するなど、当事者の方に合わせた支援者を派遣している。
・当事者へ会議資料を事前説明している。

**③当事者の声を反映させる取組**

・本会や部会にてグループワークを取り入れている。
・文字や絵を活用して意見表出してもらう（働き方サポート部会）。

**④自立支援協議会で大切にしていること**

・一部の関係者や支援者だけが「わかった気になって進める」ことのないよう、誰もがわかりやすく、参加しやすい協議会をめざしている。

## 3　グループ討議の概要

９名×10 グループに分かれ、ファシリテーター（事務局が用意）の進行のもと、話題提起の感想や２つのテーマについて意見を交換した。

グループ討議の内容について、全体発表から以下のとおり抜粋して紹介する。

**①当事者が参画する意義や当事者に対する合理的配慮などで学んだこと**

・杉並区のグループ形式の座席配置がとても参考になった。取り入れていきたい。
・精神障がい者の方が会議へ参画しているが、会議当日、とても緊張している。発言しやすい環境づくりが大切。
・知的障がい者、精神障がい者の参画が進んでいない。会議への参画に当たり、サポート体制を考えていく必要がある。
・当事者家族が参画しているが、本人の声の代弁と考えると、本人が参画できることが望ましい。しかし、発言できそうな方の人選などがやはり必要。

**②これから地域移行・地域生活支援を進めるうえでヒントとなるようなこと**

・地域での生活は当事者にとっては難しい。自治会や近所の民生委員など、知り合いを作ることから始めている。
・地域移行支援部会にて、知的障がいや精神障がいの方が入所している施設へ、地域移行に関するアンケートを実施する予定。

板橋区では、知的障がい、精神障がい、発達障がいの当事者参画が進んでいないこと、また、「当事者と親の意見は違う」という意見を大事にしながら、本会や定例部会への当事者の参画を進めていきたい。